

第6章 バリアフリー基本構想の目標及び基本方針

1. 八幡市バリアフリー基本構想の目標

本市では、八幡市福祉のまちづくり要綱（昭和60年3月30日告示）を制定し、バリアフリー化の先駆けとなる取り組みを進めてきました。

第4次八幡市総合計画においては、まちづくりの将来像として『自然と歴史文化が調和し 人が輝く やすらぎの生活都市～自立と協働による個性あふれるまちづくり～』と定めており、市民がよりいきいきと過ごし、住みたい、住み続けたいと思えるまちづくりを進めていく必要があるとしています。

八幡市都市計画マスタープランにおいては、まちづくりの基本的課題のひとつとして「少子高齢社会と人口減少社会への対応」を掲げており、第4次八幡市総合計画で定めるまちづくりの将来像に基づき、整備の基本目標を『個性豊かな都市魅力の創出と都市としての機能・質を高めるまちづくり』としています。さらに、この基本目標を実現するため「少子高齢社会に対応するとともにだれもが安全・安心に暮らせるまちづくり」に取り組むこととしています。

これら上位計画で定めている理念や将来都市像をふまえ、八幡市バリアフリー基本構想の目標を定めます。

八幡市福祉のまちづくり要綱（基本理念）

障がい者（児）、高齢者、幼児、病弱者、妊婦その他の社会生活上、不自由さを有する市民（以下「高齢者等」という。）が安全で快適な環境で生活できるよう、まちの条件を整備し、地域社会の中でともに生きていくことが、社会の本来の姿である。

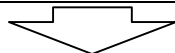
私たちは、高齢者等にとって住みやすいまちはすべての市民にとって住みよいまちであるとの認識に基づき、福祉のまちを築こうとするものである。

第4次八幡市総合計画（将来都市像とまちづくりの基本目標）

将来都市像	自然と歴史文化が調和し 人が輝く やすらぎの生活都市 ～自立と協働による個性あふれるまちづくり～
基本目標	人権を尊重し、みんなが力をあわせてまちづくりを進めるまち だれもが明るく元気に暮らせるまち 人がつどい、活力あふれるまち

八幡市都市計画マスタープラン（将来都市像と整備の基本目標）

将来都市像	自然と歴史文化が調和し 人が輝く やすらぎの生活都市 ～自立と協働による個性あふれるまちづくり～
整備の 基本目標	個性豊かな都市魅力の創出と都市としての機能・質を高めるまちづくり （少子高齢社会に対応するとともにだれもが安全・安心に暮らせるまちづくり）



だれもが安全・安心に活動できる
住みよいまち八幡

2. 八幡市バリアフリー基本構想の基本方針

八幡市バリアフリー基本構想の目標を実現するために、ノーマライゼーションやユニバーサルデザインの理念に基づき、バリアフリー新法や上位関連計画等をふまえながら、次の4つの基本方針を定めます。

<あらゆる人を対象としたバリアフリー>

八幡市福祉のまちづくり要綱で定める基本理念と同じように、高齢者、障がい者（児）だけでなく、妊産婦、けが人、子ども等も対象としたバリアフリー化に取り組みます。また、バリアフリー化への要望は人により異なります。そのため、建築物や道路といったハード面だけでなく、広報や啓発、教育、市民活動支援などのソフト面も取り組むことにより、適切なバリアフリー化を図ります。

<幅広い施設を対象としたバリアフリー>

バリアフリー新法が施行されたことにより、バリアフリー化の対象は鉄道駅、道路、建築物、公園等となりました。本市においてもこれらの施設のうち効果的にバリアフリー化できる施設を選定し、ひとつひとつの施設を個別に整備するのではなく、つながりのある一体的な整備に取り組みます。

<心のバリアフリー>

だれもが明るく元気に暮らせるまちとするには、建築物や道路といったハード面における整備だけでなく、ソフト面として市民ひとりひとりがバリアフリーに理解を深める「心のバリアフリー」の実現が不可欠です。みんなが気持ちよくいきいき暮らすことができるよう、広報・啓発活動や学校教育との連携により「心のバリアフリー化」を進めます。

<協働により段階的・継続的に取り組んでいくバリアフリー>

効率的なバリアフリー化の実現に、市民・行政・施設設置管理者等が協働し一体となって取り組みます。さらに管理面なども含めて継続的に取り組んでいくことが重要であることから、事業の計画、実施、評価の各段階で内容を確認しながら、継続的なバリアフリー化に取り組みます。